



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年5月24日金曜日 第511号

◇ 目 次 ◇ 規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則..... (市町振興課) ... 397

告 示

落札者等の告示（2件）..... (デジタルシフト推進課、原子力安全対策課) ... 400

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 400

指定医療機関の変更..... (") ... 400

指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 400

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... (") ... 401

介護機関（介護予防事業者）の指定..... (") ... 401

指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更..... (") ... 401

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... (") ... 401

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出..... (") ... 402

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 402

落札者等の告示（2件）..... (畜産課) ... 402

介護医療院の廃止..... (中予地方局地域福祉課) ... 403

指定障害児通所支援事業者の指定..... (") ... 403

土地改良事業の計画の変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) ... 403

指定居宅サービス事業者の指定..... (南予地方局地域福祉課) ... 403

指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ... 403

指定居宅サービス事業の廃止..... (") ... 404

介護医療院の廃止..... (") ... 404

指定障害福祉サービス事業者の指定..... (") ... 404

指定障害児通所支援事業者の指定..... (") ... 404

指定障害福祉サービス事業の廃止..... (") ... 404

道路の区域変更（県道大洲野村線）..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 405

道路の供用開始（ " ）..... (") ... 405

公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施..... (農政課農地・担い手対策室) ... 405

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第34号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年愛媛県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（本人確認情報又は附票本人確認情報の開示手続）	（本人確認情報_____の開示手続）
第3条 法第30条の32第1項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく自己に係る本人確認情報又は附票本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、本	第3条 法第30条の32第1項_____の規定に基づく自己に係る本人確認情報_____の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、本

人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書（様式第2号）により行わなければならない。

2 開示請求をする者は、次項に規定する場合を除き、個人番号カード、運転免許証、旅券その他の本人確認情報又は附票本人確認情報の本人であることを証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを提示しなければならない。

3 省略

4 法第30条の32第2項ただし書（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面以外の方法による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示は、本人確認情報又は附票本人確認情報が表示されたディスプレイの画面を閲覧させることにより行うものとする。

（開示期限の延長の通知）

第4条 法第30条の33第2項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知は、本人確認情報（附票本人確認情報）開示期限延長通知書（様式第3号）により行うものとする。

（本人確認情報又は附票本人確認情報の訂正等の申出）

第5条 法第30条の35（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定による本人確認情報又は附票本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「本人確認情報又は附票本人確認情報の訂正等の申出」という。）は、本人確認情報（附票本人確認情報）訂正（追加、削除）申出書（様式第4号）により行わなければならない。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、本人確認情報又は附票本人確認情報の訂正等の申出について準用する。

3 法第30条の35（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知は、本人確認情報（附票本人確認情報）調査結果通知書（様式第5号）により行うものとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供方法）

第6条 条例第4条の都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の知事以外の執行機関への提供方法は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年6月総務省告示第334号）に定めるところにより、電気通信回線を通じて電子計算機に送信する方法とする。

（本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務）

第7条 省略

（知事以外の執行機関に本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する事務）

第8条 省略

様式第2号（第3条関係） 本人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書

本人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書	
省略	
省略	
本人又は法定代理人の確認	個人番号カード 運転免許証 旅券 その他 ()
省略	

人確認情報開示請求書（様式第2号）により行わなければならない。

2 開示請求をする者は、次項に規定する場合を除き、個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の本人確認情報の本人であることを証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを提示しなければならない。

3 省略

4 法第30条の32第2項ただし書（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面以外の方法による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示は、本人確認情報又は附票本人確認情報が表示されたディスプレイの画面を閲覧させることにより行うものとする。

（開示期限の延長の通知）

第4条 法第30条の33第2項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知は、本人確認情報開示期限延長通知書（様式第3号）により行うものとする。

（本人確認情報又は附票本人確認情報の訂正等の申出）

第5条 法第30条の35（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定による本人確認情報又は附票本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「本人確認情報又は附票本人確認情報の訂正等の申出」という。）は、本人確認情報訂正（追加、削除）申出書（様式第4号）により行わなければならない。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、本人確認情報又は附票本人確認情報の訂正等の申出について準用する。

3 法第30条の35（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知は、本人確認情報調査結果通知書（様式第5号）により行うものとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供方法）

第6条 条例第4条の都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の知事以外の執行機関への提供方法は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年6月総務省告示第334号）に定めるところにより、電気通信回線を通じて電子計算機に送信する方法とする。

（本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務）

第7条 省略

（知事以外の執行機関に本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する事務）

第8条 省略

様式第2号（第3条関係） 本人確認情報開示請求書

本人確認情報開示請求書	
省略	
省略	
本人又は法定代理人の確認	運転免許証 健康保険の被保険者証 旅券 その他 ()
省略	

注 省略

注 省略

附 則

- 1 この規則は、令和6年5月27日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の住民基本台帳法施行細則様式第2号及び様式第4号の規定による書類は、改正後の住民基本台帳法施行細則様式第2号及び第4号の規定による書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第484号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
トライアングルエヒメ推進事業管理・運営業務（令和7年3月31日まで）一式	愛媛県企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和6年4月10日	ReGACY Innovation Group株式会社 東京都千代田区神田神保町一丁目24番1	212,300,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第485号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
原子力防災ドローンオペレーション強化事業に係るシステム関係の維持管理業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和6年3月26日	株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	37,444,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ゆりかごファミリークリニック	新居浜市東田1丁目甲1239番地2	令和6年1月1日
大洲ななほしクリニック	大洲市東若宮16番2	令和6年3月8日
うみ・まちクリニック	四国中央市中之庄町575番地1	令和6年4月1日
クオール薬局 四国中央2号店	四国中央市上分町788-1	令和6年4月1日
クオール薬局 中之庄店	四国中央市中之庄町577-11	令和6年4月1日
ミライノ薬局土居店	四国中央市土居町土居856番地	令和6年4月1日
ミライノ薬局三島中央店	四国中央市三島中央5丁目9番48号	令和6年4月1日

指定医療機関から名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
（変更後） ひだ内科クリニック	新居浜市横水町2-51	令和6年3月15日
（変更前） せいだ循環器内科		

○愛媛県告示第488号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ゆりかごファミリークリニック	新居浜市東田一丁目甲1239番地2	令和5年12月31日
マック大洲調剤薬局	大洲市東大洲174番地	令和6年3月1日
川之石診療所	八幡浜市保内町川之石3番耕地304	令和6年3月16日

○愛媛県告示第487号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、

おひさまファミリークリニック	伊予郡松前町筒井399番地1	令和6年3月19日
ノムラ・デンタルクリニック	四国中央市三島宮川四丁目8-57	令和6年3月21日
医療法人起生会武田医院	今治市桜井四丁目12-31	令和6年3月31日
医療法人 渡邊歯科医院	今治市南宝来町1-8-1	令和6年3月31日
岡本歯科医院	大洲市大洲18番地1	令和6年3月31日
小澤歯科医院	西条市国安1284-1	令和6年3月31日

松浦内科医院	宇和島市並松一丁目1-31	令和6年3月31日
松野町国民健康保険谷口診療所	北宇和郡松野町大字藤生1715番地	令和6年3月31日
松野町国民健康保険目黒診療所	北宇和郡松野町大字目黒637番地1	令和6年3月31日
松野町国民健康保険吉野診療所	北宇和郡松野町大字吉野2482番地	令和6年3月31日
やまぐちクリニック	南宇和郡愛南町御荘平城4136-5	令和6年3月31日
若宮診療所	西予市宇和町下松葉140番地58	令和6年3月31日

○愛媛県告示第489号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人 竹林院	西予市野村町野村11号110番地	グループホーム竹の園	西予市野村町野村12号106番地	令和6年3月6日

○愛媛県告示第490号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人 竹林院	西予市野村町野村11号110番地	グループホーム竹の園	西予市野村町野村12号106番地	令和6年3月6日

○愛媛県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人社団みのり会	西予市三瓶町朝立2番耕地1番地7	訪問看護ステーションわかば	（変更後） 西予市三瓶町朝立2番耕地1番地7	令和6年4月1日
			（変更前） 西予市三瓶町朝立1番耕地386番地1	

○愛媛県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
岡本行人	大洲市大洲18番地1	岡本歯科医院	大洲市大洲18番地1	平成31年3月31日
医療法人藤野医院	伊予郡松前町大字筒井399番地1	おひさまファミリークリニック	伊予郡松前町大字筒井399番地1	令和6年3月19日
医療法人藤野医院	伊予郡松前町大字筒井399番地1	おひさまファミリークリニック	伊予郡松前町大字筒井399番地1	令和6年3月19日
医療法人藤野医院	伊予郡松前町大字筒井399番地1	おひさまファミリークリニック	伊予郡松前町大字筒井399番地1	令和6年3月19日

○愛媛県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
岡本行人	大洲市大洲18番地1	岡本歯科医院	大洲市大洲18番地1	平成31年3月31日
医療法人藤野医院	伊予郡松前町大字筒井399番地1	おひさまファミリークリニック	伊予郡松前町大字筒井399番地1	令和6年3月19日
医療法人藤野医院	伊予郡松前町大字筒井399番地1	おひさまファミリークリニック	伊予郡松前町大字筒井399番地1	令和6年3月19日
医療法人藤野医院	伊予郡松前町大字筒井399番地1	おひさまファミリークリニック	伊予郡松前町大字筒井399番地1	令和6年3月19日

○愛媛県告示第494号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
医療法人徳洲会 宇和島徳洲会 病院	宇和島市住吉町2丁目6番24号	医療法人徳洲会	令和9年5月20日まで

○愛媛県告示第495号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
豚熱生ワクチン（シード） 50ドーズ 予定数量 8,110本 20ドーズ 予定数量 1,775本	愛媛県農林水産部 農業振興局畜産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和6年5月14日	松田医薬品株式会社 松山営業所 愛媛県伊予市下吾川12-2	（50ドーズ1本あたり） 4,125円 （20ドーズ1本あたり） 1,650円	一般競争入札 〔単価契約〕	令和6年3月26日

○愛媛県告示第496号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
動物用焼却炉 1基	愛媛県農林水産部 農業振興局畜産課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和6年5月14日	インシナー工業株式会社 東京都大田区大森北1 -12-5	71,940,000円	一般競争入札	令和6年4月2日

○愛媛県告示第497号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条第2項の規定により、次のとおり介護医療院を廃止する旨の届出があった。

令和6年5月24日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

介護医療院の開設者の名称又は氏名	介護医療院		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 みかわクリニック	介護医療院みかわクリニック	愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地	令和6年4月30日	介護医療院

○愛媛県告示第498号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和6年5月24日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851500078	有限会社さくら	愛媛県東温市北方3051番地2	櫻 田 直 也	児童発達支援 保育所等訪問 支援	さくらんぼ2号館	愛媛県東温市北方3051番地2	令和6年 5月1日

○愛媛県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市上村土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管

理）の計画の変更を令和6年5月16日認可した。

令和6年5月24日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

○愛媛県告示第500号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和6年5月24日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
市立大洲病院	市立大洲病院訪問看護ステーション	愛媛県大洲市西大洲字ヤスバ甲570番地	令和6年4月1日	訪問看護

○愛媛県告示第501号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和6年5月24日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
市立大洲病院	市立大洲病院訪問看護ステーション	愛媛県大洲市西大洲字ヤスバ甲570番地	令和6年4月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第502号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和6年5月24日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ケアジャパン	ヘルパーステーション ハッピー西予	愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目654番地	令和6年4月30日	訪問介護

○愛媛県告示第503号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条第2項の規定により、次のとおり介護医療院を廃止する旨の届出があった。

令和6年5月24日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

介護医療院の開設者の名称又は氏名	介護医療院		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人青峰会	介護医療院くじら	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	令和6年4月30日	介護医療院

○愛媛県告示第504号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和6年5月24日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3823700012	伊方町	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	高 門 清 彦	共同生活援助	伊方町障がい者グループホーム	愛媛県西宇和郡伊方町川永田乙184番地	令和6年4月1日

○愛媛県告示第505号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和6年5月24日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850300124	株式会社アクティブモア	愛媛県宇和島市新町1丁目1番14号	久 徳 壮 一 郎	保育所等訪問支援	愛ほっと療育ステーション	愛媛県宇和島市佐伯町2丁目3番33号	令和6年4月16日

○愛媛県告示第506号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年5月24日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811400104	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会	愛媛県西予市野村町野村12号15番地	宗 正 弘	居宅介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会 本所	愛媛県西予市野村町野村12号15番地	令和6年3月31日
3811400104	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会	愛媛県西予市野村町野村12号15番地	宗 正 弘	重度訪問介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会 本所	愛媛県西予市野村町野村12号15番地	令和6年3月31日

○愛媛県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字フク尻甲342番地10から 同町大竹字平塚甲333番地10まで	旧	メートル 7.5~17.0	キロメートル 0.25	
			新	7.5~9.5	0.25	

○愛媛県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字フク尻甲342番地10から 同町大竹字平塚甲333番地10まで	令和6年5月24日

公 告

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

令和7年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。
令和6年5月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 入学試験の区分
総合農学科及びアグリビジネス科
- 2 入学試験の期日
(1) 総合農学科
ア 推薦入学試験
令和6年10月11日（金） 学科試験及び面接試験
イ 一般入学試験（1次募集）
令和7年1月23日（木） 学科試験及び面接試験
ウ 一般入学試験（2次募集）。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。
令和7年2月27日（木） 学科試験及び面接試験
(2) アグリビジネス科
ア 入学試験（1次募集）
令和6年10月15日（火） 学科試験及び面接試験
イ 入学試験（2次募集）。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。
令和7年1月24日（金） 学科試験及び面接試験
ウ 入学試験（3次募集）。ただし、2次募集で定員に満たない場合のみ実施する。
令和7年2月27日（木） 学科試験及び面接試験
- 3 入学試験の場所
松山市下伊台町1553番地 愛媛県立農業大学校
- 4 募集人員、修業年限及び受験資格

(1) 総合農学科

コース	修業年限	募集人員
農産園芸コース	2年	55人
果樹コース		
畜産コース		
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者（令和7年3月に卒業見込みの者を含む。） (2) (1)に掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認められた者	

(2) アグリビジネス科

コース	修業年限	募集人員
農業経営者養成コース	1年	5人
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法による大学を卒業した者（令和7年3月に卒業見込みの者を含む。）又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者（令和7年3月に修了見込みの者を含む。） (2) 学校教育法による高等専門学校を卒業した者（令和7年3月に卒業見込みの者を含む。） (3) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。）を修了した者（令和7年3月に修了見込みの者を含む。） (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者であって2年以上の就業経験を有するもの (5) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。）を卒業した者（令和7年7月3日に卒業見込みの者を含む。） (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の能力を有すると認められた者	

5 学科試験科目

(1) 総合農学科

- ア 推薦入学試験
小論文及び一般常識
- イ 一般入学試験（1次募集）
国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学及び理科）
- ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）
国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学及び理科）
- (2) アグリビジネス科
- ア 入学試験（1次募集）
小論文
- イ 入学試験（2次募集、3次募集）（実施する場合）
小論文
- 6 入学願書受付期間
- (1) 総合農学科
- ア 推薦入学試験
令和6年9月10日（火）から9月24日（火）まで
- イ 一般入学試験（1次募集）
令和6年12月9日（月）から12月23日（月）まで
- ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）
令和7年1月31日（金）から2月14日（金）まで
- (2) アグリビジネス科
- ア 入学試験（1次募集）
令和6年6月17日（月）から8月30日（金）まで
- イ 入学試験（2次募集）（実施する場合）
令和6年10月23日（水）から11月29日（金）まで
- ウ 入学試験（3次募集）（実施する場合）
令和7年1月31日（金）から2月14日（金）まで
- (3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。
- 7 受験手続
入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。
- (1) 総合農学科への入学を希望する者には最終学校の調査書又は卒業証明書及び成績証明書、アグリビジネス科への入学を希望する者には最終学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は修了証明書若しくは修了見込証明書及び成績証明書
- (2) 総合農学科への推薦入学を希望する者には、出身高等学校又は出身中等教育学校の長の推薦書
- (3) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙
- 8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。